

東京都市計画地区計画の変更（練馬区決定）

都市計画田柄五丁目地区地区計画を次のように変更する。

名 称		田柄五丁目地区地区計画				
位 置※		練馬区田柄五丁目および春日町六丁目各地内				
面 積※		約 19.6 ha				
地区計画の目標		本地区は、都内有数の規模である光が丘団地の東側に位置しており、光が丘団地開発、都市計画道路、地下鉄大江戸線等の建設を契機に土地利用の急速な転換が予測される地域である。 従って、現在残されている農空地の宅地化を適切に誘導し、みどり豊かな潤いのある街並みをめざす。				
区域の整備・開発および保全に関する方針	土地利用の方針	広域避難広場である光が丘に接する補助301号線の沿道は、建築物の不燃化を図り、その他の地区は、みどり豊かな中低層の専用住宅地とし、指定する道路沿いに緑化空間を設けみどりの創出と良好な都市景観の形成をはかる。				
	地区施設の整備の方針	地区施設は、幅員5mおよび6mの道路を地域の骨格となる区画道路として適正に配置し整備する。 また、公園については、街区公園を適切な用地を選定し配置する。				
	建築物等の整備の方針	日照や通風に配慮し良好な居住環境を創るため、建築物の敷地面積の最低限度を定める。 また、みどり豊かな潤いある街並みの形成を図るため、垣またはさくの構造について定め、緑化を推進する。				
地 区 整 備 計 画	位 置	練馬区田柄五丁目および春日町六丁目各地内				
	面 積	約 19.6 ha				
地 区 整 備 計 画	地区施設の配置および規模	種 類	名 称	幅 員	延 長	備 考
		道 路	区画道路 1号	5.0 m	約 85 m	(拡 幅)
			区画道路 2号	6.0 m	約 38 m	(新 設)
			区画道路 3号	6.0 m	約 112 m	(新 設)
			区画道路 4号	6.0 m	約 68 m	(新 設)
			区画道路 5号	6.0 m	約 50 m	(新 設)
			区画道路 6号	6.0 m	約 83 m	(新 設)
			区画道路 7号	6.0 m	約 88 m	(新 設)
			区画道路 8号	6.0 m	約 120 m	(新 設)
			区画道路 9号	6.0 m	約 70 m	(新 設)

地区 整備	地区施設の配置および規模	道 路	区画道路10号	6.0 m	約 144 m	(新 設)
			区画道路11号	6.0 m	約 107 m	(新 設)
			区画道路12号	6.0 m	約 34 m	(新 設)
			区画道路13号	6.0 m	約 57 m	(新 設)
			区画道路14号	6.0 m	約 93 m	(新 設)
			区画道路15号	6.0 m	約 53 m	(新 設)
			区画道路16号	6.0 m	約 85 m	(新 設)
			区画道路17号	6.0 m	約 71 m	(新 設)
			区画道路18号	6.0 m	約 72 m	(新 設)
			区画道路19号	6.0 m	約 69 m	(新 設)
		区画道路20号	6.0 m	約 69 m	(新 設)	
備 計 画	建築物等に関する事項	公 園	名 称	規 模		備 考
			地区公園 1 号	約1, 280㎡		(新 設)
			地区公園 2 号	約1, 220㎡		(新 設)
	建築物の敷地面積の最低限度	110㎡				
	壁面の位置の制限	壁面の位置の制限がある道路に接した敷地に建築する建築物の壁またはこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は1.0m以上とする。				
	形態または意匠の制限	建築物に付属する軒、出窓等は壁面の位置の制限を指定した線を越えて建築してはならない。				
	垣またはさくの構造の制限	道路に面して設ける垣またはさくは、生け垣またはフェンスとする。ただし、高さ80cm以下のものまたは法令等の制限上やむをえないものはこの限りでない。 壁面の位置の制限がある道路に面して設ける垣またはさくは、道路端から1.0m後退して設置するものとし、後退した敷地は玄関、車庫等の出入口等を除き中木、低木または花卉類の植栽地とする。 なお、植栽地の延長は、建築敷地が道路に接する延長の1/2以上設けるものとする。ただし、建築敷地の形状および土地利用上やむをえない場合はこの限りでない。				

「区域、壁面の位置の制限は計画図表示のとおり。」

※は知事同意事項

理 由：地区施設の整備の方針に基づき、街区公園として新たに地区公園2号を追加する。